

平成 29 年 3 月 21 日  
第 22 回懇談会資料

## 小学生の放課後等居場所事業の本格実施について

実行計画に基づき平成 27 年度から 2 か年にわたりモデル事業を行ってきた「小学生の放課後等居場所事業」について、その実施状況等を踏まえ、以下のとおり平成 29 年度から本格実施することとします。

### 1 本格実施の基本的な考え方と概要

#### (1) 基本的な考え方

- 本格実施においては、児童館の機能を移転する考えに基づき、小学生が放課後等を安全、安心に過ごすための居場所の提供、遊び、交流、学習支援等を行う。
- 実施にあたっては、学童クラブが小学校内または近接地に設置された小学校を対象に、段階的に進めていく。
- 学童クラブと本事業との連携を図り、効率的かつ効果的に事業を実施するため、本事業は当該校内の学童クラブ委託事業者に委託する。
- 「放課後こども教室」等の既存の放課後の活動と連携・協働し、より充実した事業内容とする。
- 委託事業者や既存の放課後の活動実施者との協議、学校や学校施設利用者団体等との調整など、全体の管理・統括は、児童館機能を継承する観点から子ども・子育てプラザが担う。
- 本格実施後の各年度の状況等を踏まえ、実施内容等について必要な見直しを図ることとする。

#### (2) 実施内容等

区 分	内 容 等
対象児童	実施校の児童のほか、国立・私立校等の児童 ※登録のうえ利用
実施日時	○平日：放課後～18 時 ○土曜日：9 時～17 時 ○夏休み等の長期休業日（平日）：10 時～18 時 ○日曜日、祝日、年末年始、学校行事日等は実施しない。
実施場所	多目的室、校庭、体育館等で当該校の教育活動に支障のない施設等を活用
事業内容	居場所の提供、遊び、他学年との交流、学習支援等 ※東京都の放課後子供教室事業推進事業費補助金を活用する。

\* 上記を原則としながらも、放課後の学校施設の利用状況や、学校行事等の教育活動など、各学校における実態を踏まえ、実施日時、実施場所等については弾力的に対応する。

#### (3) 当面の実施校

年 度	実 施 校
平成 29 年度	杉並和泉学園
平成 30 年度	杉並第二小学校、高井戸第三小学校
平成 31 年度	桃井第二小学校、桃井第五小学校、高円寺地域小中一貫教育校

### 2 遊びと憩いの場開放事業の取扱い

学校開放事業のうち遊びと憩いの場開放事業は、週 3 日以内で実施しているが、放課後等居場所事業が月曜から土曜まで実施されることにより、小学生の活動場所の充実が図られること等から、当該校において遊びと憩いの場開放事業は実施しないこととする。

### 3 児童館直接来館制度の実施

放課後に直接事業に参加できる放課後等居場所事業との均衡を保つため、未実施校においてもあらかじめ登録した児童が学校から児童館へ直接来館できる制度を平成 29 年度から実施する。